

【高等学校等】(二次募集)

令和7年度 佐渡市奨学生募集要項

佐渡市教育委員会

佐渡市奨学金は、経済的な理由により修学困難な方の支援を通して、教育の機会均等を図るとともに、有能な人材を育成することを目的としています。

1 応募資格

次のすべての要件を満たす必要があります。

① 令和7年度に次のいずれかの学校に在学している。(進学希望を含む。)
高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程)
② 佐渡市に住所を有している。
本人が進学のために転出した場合は、転出直前まで佐渡市に住所を有する世帯に属していたこと。また、転出後も当該世帯が引き続き佐渡市に住所を有していること。
③ 経済的な理由により修学が困難である。
保護者(父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人)の1年間の認定所得金額が、所得基準額以下であること。 ※別紙1所得要件を参照。
④ 都道府県奨学金の貸与の申請をしたが、採用とならなかった方。
注) 佐渡市奨学金の所得基準は、都道府県奨学金の基準額に相当する額としていますので、 都道府県奨学金で不採用の事由が所得要件の場合は、佐渡市奨学金も不採用となります。

※生活保護受給世帯の方については、事前に社会福祉課援護係へご相談ください。

2 他の奨学金制度との併用

以下の奨学金制度との併用はできません。

- ・佐渡市看護職員奨学資金貸与制度
- ・都道府県奨学金

3 貸与の金額と期間

(1) 奨学金は無利子です。

区 分	金 額 (年 額)	
高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程)	佐渡市内に本校を有する場合	18 万円
	佐渡市内に本校を有しない場合	28 万円

(2) 奨学金の貸与期間は、在学する学校における最短修学期間とします。

4 連帯保証人(2人必要です。)

1人目	保護者(本人が未成年の場合)	父母又はこれに代わる方(本人が成年の場合)
2人目	独立の生計を営む(別世帯の)65歳未満の成年の方(令和7年4月1日時点)	

※少なくとも1人は佐渡市に居住する方としてください。

※奨学金を返還すべき日から2年を経過しても返還されない場合は、奨学生であった方又はその連帯保証人に対して、返還未済額の全額を即時に返還していただく場合があります。

5 提出する書類

・奨学金受給希望申出書

・都道府県奨学金の選考結果通知

※申出書裏面の在学証明欄の証明がある場合は、選考結果通知は不要です。

6 募集締切 令和7年10月10日(金)必着

7 提出先 佐渡市教育委員会 教育総務課 学事係

8 募集人数 予算の範囲内

9 選考結果の通知

令和7年10月下旬頃に選考結果を通知します。

10 貸与までの流れ

(1) 貸与申請書類の提出

奨学金受給予定者として認定された方は、期限(令和7年11月下旬)までに①から④までの書類を提出してください。(選考結果の通知の際に①から③までの書類を同封します。)

① 奨学金貸与申請書

② 誓約書…連帯保証人の実印の押印及び印鑑証明書の添付が必要。

③ 口座振替申込書…奨学金の振込口座(原則、奨学生本人の名義)

④ 在学証明書、生徒手帳の写し等…令和7年4月1日以降の在学を証明するもの。

(2) 貸与の決定及び通知

令和7年12月中旬までに貸与の決定について通知します。

(3) 奨学金の交付時期

奨学金は、令和7年12月末日までに届け出のあった口座に振り込みます。(年額一括)

※書類の提出が遅れた場合、奨学金の交付時期が遅れる場合があります。

11 貸与の終了

奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を終了します。

- ① 在学しなくなった(卒業、退学)とき。
- ② 奨学金の貸与を辞退したとき。
- ③ 奨学生として適当でないと市長が認めたとき。

12 返還について

(1) 返還時期と返還回数(年数)

通常、貸与が終了した1年経過後から返還開始となります。返還月は毎年7月と1月です。

【返還回数(年数)】

貸与総額 120 万円以下	20 回 (10 年) 定額
貸与総額 120 万円超	30 回 (15 年) 定額
1 回あたりの返還額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は切り捨て。これにより、貸与総額を下回った場合は、その差額分の額を第 1 回目の返還額に加算する。	

【返還例】

貸与総額		返還年数	1 回あたりの返還額
高等学校 (3 年)	540,000 円	10 年	27,000 円

(2) 即時返還

奨学金を返還すべき日から2年を経過しても返還しないときは、奨学生であった方又はその連帯保証人に対して、返還すべき額の全額について即時返還を求める場合があります。

13 返還の猶予及び免除

(1) 返還の猶予

引き続き在学したときや進学、傷病その他特別な理由により返還が困難なときは、申請により返還を猶予することができます。

(2) 返還の免除

返還を完了する前に死亡したときや障がいを残す負傷又は疾病を負ったときであって、返還が困難であると認められるときは、奨学金の全部又は一部の返還が免除されます。

14 その他制度

(1) 佐渡市 UI ターン者奨学金返還支援事業

佐渡市に UI ターンして就労している方の奨学金の返還を予算の範囲内で補助する制度です。

➡【お問合せ先：佐渡市移住交流推進課 TEL 0259-67-7153】

(2) 奨学金利子補給事業

日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与を受けた場合の、返還に係る利子相当額を補助する制度です。(令和5年4月1日以降に貸与を受けた奨学金)

➡【お問合せ先：佐渡市教育総務課 下記担当】

＜お問い合わせ＞
佐渡市教育委員会 教育総務課 学事係
〒952-8501 新潟県佐渡市両津湊 198 番地
TEL 0259-58-7353 FAX 0259-58-7352